



現地確認に対する 自治体の見解調査

コロナ禍における実地確認について考える

2022年2月16日

経営塾OB会 / 東日本Bブロック

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 各自治体の見解調査結果（概要）
- 3 各自治体の見解調査結果（詳細）
- 4 データまとめ
- 5 おわりに

はじめに

3

排出事業者による処理状況の確認

廃掃法では「努力義務」

しかし・・・

「**実地での確認**」

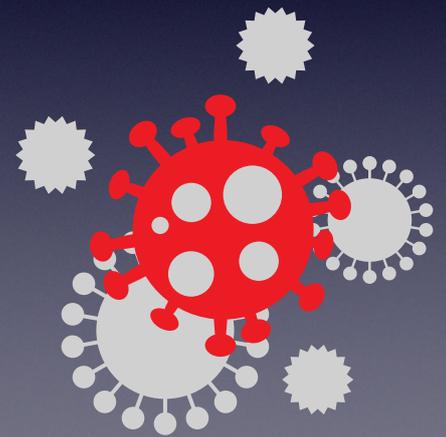
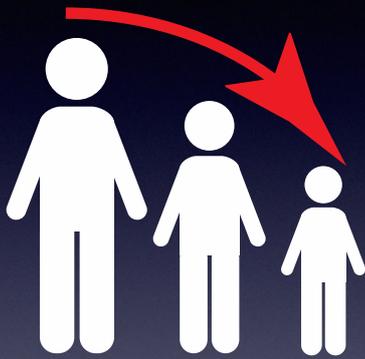
を義務付けている自治体もある

4

労働人口の減少

働き方改革

未知のウイルス



5

現地確認の法的位置付け

【廃棄物処理法 第12条第7項】

事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

この条項はあくまで「努力義務」であり、現地確認を義務付けているわけではありません。

ただ自治体によっては条例等で「実地確認」を義務付けている場合があります。

6

各自治体の見解調査結果（概要）

7

調査の期間・方法

調査方法

期間： 2021年6月～11月

対象： 産業廃棄物所管の129自治体※

※内訳は巻末のデータ集を参照してください

- 方法：
- ① 各自治体のウェブサイト进行调查
 - ② ①で判断できなかった自治体について調査メンバーがメール又は電話で聞き取り調査



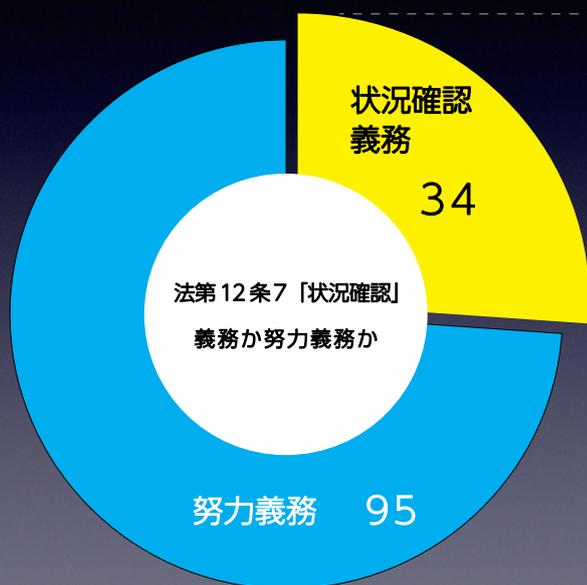
調査メンバー

森 雅裕	株式会社ハチオウ
濱松 直親	加藤商事株式会社
及川 拓史	株式会社都市環境エンジニアリング
横山 友和	株式会社オガワエコノス
青木 暁	青木環境事業株式会社
村武 宏紀	株式会社タカヤマ
今井 佳昭	株式会社WIN&WIN
岩瀬 博樹	野村興産株式会社
石原 勝次	大興運輸倉庫株式会社
松木 英典	青木環境事業株式会社
上畑 透	ミナミ金属株式会社
望月 麻子	株式会社調布清掃

8

処理状況確認・実地確認の概要

処理状況確認は義務か？



実地確認は義務か？



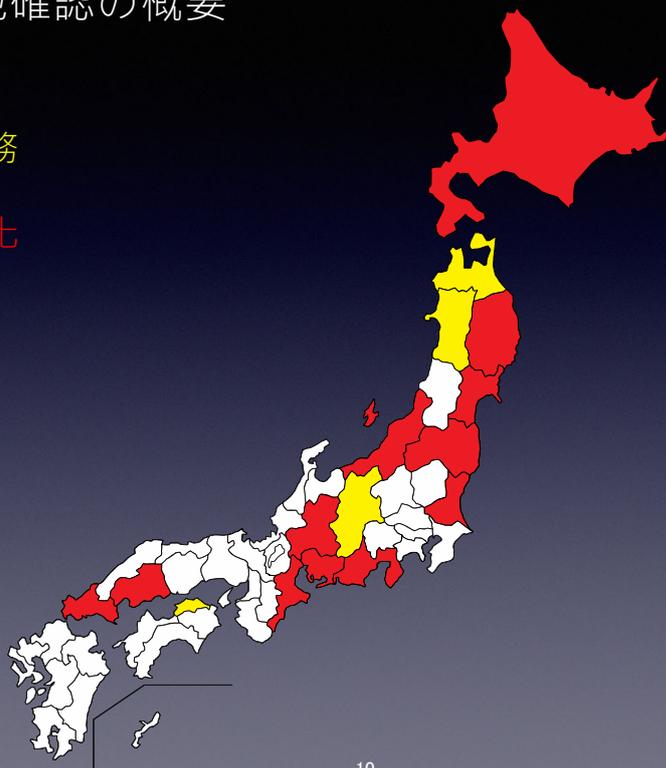
※自ら実地に調査するほか、自らの責任において実地に調査している者から聴取する方法等を含む

産廃所管 129自治体 (内、政令市20、中核市62) 9

処理状況確認・実地確認の概要

黄...処理状況確認を義務

赤...実地確認まで義務化



※都道府県のみ表示

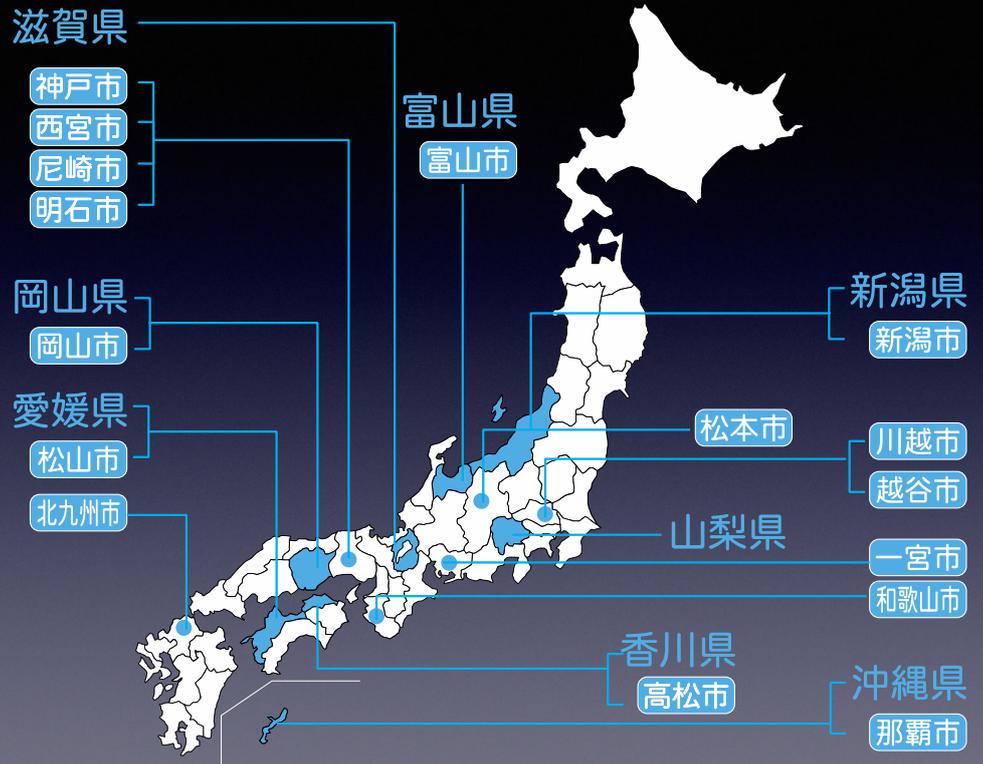
コロナ禍による
変更措置のある自治体
(13自治体)



コロナ禍による変更措置のある自治体

自治体名	内容	根拠
仙台市	自ら確認する場合と同等の確認が可能であれば、処理業者から画像送信を受ける確認方法でも可	聴取調査：2021年8月現在
茨城県	搬入協議については原則現地確認によるものとしているが、コロナウイルスの影響があると考えられる期間中のみ、ビデオ通話や書面等による確認を認めている	聴取調査：2021年11月現在
東京都	処理施設の現状について写真・資料での確認や電話での情報収集でよい	東京都HP：都民の声（令和2年4月）
相模原市	処理業者から画像送信を受けるなど遠隔の確認方法や、ホームページ等のネット上の情報確認も自己責任で可	聴取調査：2021年8月現在
石川県、金沢市 静岡県、静岡市 名古屋市	処理業者から画像送信を受けるなど遠隔の確認方法でも可	聴取調査：2021年8月現在
浜松市	処理業者から画像送信を受けるなど遠隔の確認方法や、ホームページ等のネット上の情報確認でも可	聴取調査：2021年8月現在
愛知県、豊田市	Web会議方式や処理業者から画像送信を受けるなど遠隔の確認方法でも可	聴取調査：2021年8月現在
一宮市	コロナ禍による適宜緩和として、電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている	聴取調査：2021年11月現在

リモートによる現地確認
を認めている自治体
(24自治体)



リモート現地確認を認めている自治体

自治体名	内容	根拠
新潟県、新潟市	自ら実地において調査する方法、又は電話その他の通信手段を用いて調査	条例・規則による
山梨県、松本市、川越市、越谷市 富山県、富山市 一宮市 滋賀県 神戸市、西宮市、尼崎市、明石市 和歌山市 岡山県、岡山市 香川県、高松市 愛媛県、松山市 北九州市 沖縄県、那覇市	電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている	聴取調査：2021年11月現在

各自治体の見解調査結果（詳細）

処理状況確認・実地確認の詳細

【地図の表示例】

-  **水戸市** 処理状況確認は廃棄物処理法に基づく努力義務
-  **長野市** 処理状況確認を義務としている
-  **郡山市** 実地確認を義務としている
(ただし、実地に調査した第三者からの聴取、公表情報で確認するなど状況確認の方法を実地確認に限らない自治体も含む)
-  **浜松市** 優良認定事業者への委託で実地確認を免除、または公表情報など間接的な確認を認めている
-  **仙台市** ☆ コロナ禍での緩和措置がある
-  **松本市** 📶 リモートでの処理状況確認を認めている

【表の表示例】

自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
北海道	義務	義務	優 [免]
東京都	努力義務	規定なし	☆
松山市	努力義務	規定なし	リモート

特例欄

優 [免] : 優良事業者への委託で実地確認を免除

☆ : コロナ禍の変更措置として資料や通信手段での確認を認める

リモート : 電話その他の通信手段を用いた調査

処理状況確認・実地確認の詳細

北海道



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
北海道	義務	義務	優 [免]
旭川市	努力義務	規定なし	
札幌市	努力義務	規定なし	
函館市	努力義務	規定なし	

17

北海道

- ◎ 条例により年1回以上の実地確認を行うことを義務付け
- ◎ 優良産廃処理業者に処分を委託した場合は、処分の状況の確認を免除

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（第32条）

事業者は1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、当該委託に係る処分の実施の状況などを確認し、その結果を記録・保存しなければなりません。

【優良認定事業者に処理委託する場合のメリット】

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第32条に基づく委託先の処分の実施状況等の確認が不要となります。

【北海道ウェブサイトより】

18

処理状況確認・実地確認の詳細

東北(1)



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
青森県	義務	規定なし	
青森市	義務	規定なし	
八戸市	義務	規定なし	
岩手県	義務	義務	
盛岡市	義務	義務	
秋田県	義務	規定なし	
秋田市	努力義務	規定なし	

19

岩手県・盛岡市

◎条例により年1回以上の実地確認を行うことを義務付け

【岩手県】循環型地域社会の形成に関する条例（第22条）

排出事業者等は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。）を委託しようとするときは、あらかじめ、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。

- 2 …1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
- 3 …産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第21条の6）

排出事業者等は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。

- 2 …1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
- 3 …産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。

20

処理状況確認・実地確認の詳細

東北(2)



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
宮城県	義務	義務	優 [免]
仙台市	義務	義務	★
山形県	努力義務	規定なし	
山形市	努力義務	規定なし	
福島県	義務	義務	
郡山市	義務	義務	
いわき市	義務	規定なし	
福島市	義務	義務	

21

宮城県

- ◎実地確認を義務付け
- ◎優良産廃処理業者に処分を委託した場合は、処分の状況の確認を免除

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 (第 22 条)

排出事業者は、委託しようとする処分業者が処分を適正に行う能力を有することを、委託契約を締結後年 1 回以上、以下の方法で確認するとともに、以下の事項を記録します。

【委託先の確認方法】

排出事業者が、自ら処分業者を実地に調査する。

排出事業者が、処分業者を実地に確認している者（収集運搬業者等）から、稼働状況を聴取する。ただし、委託先が次の者（優良産廃処理業者認定制度の認定を取得した産業廃棄物処分業者等）である場合は、実地確認を要しません。

【宮城県ウェブサイトより】

22

コロナ禍の適用変更について

宮城県 実地確認が必須であり、画像送信等による確認方法は不可
(根拠： 所管部署より聴取 = 2021年8月時点)

仙台市 自ら確認する場合と同等の確認が可能であれば、処理業者から画像送信を受ける確認方法でも可
(根拠： 所管部署より聴取 = 2021年8月時点)

処理状況確認・実地確認の詳細



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
茨城県	義務	義務	★
水戸市	努力義務	規定なし	
栃木県	努力義務	規定なし	
宇都宮市	努力義務	規定なし	
群馬県	努力義務	規定なし	
前橋市	努力義務	規定なし	
高崎市	努力義務	規定なし	
山梨県	努力義務	規定なし	リモート
甲府市	努力義務	規定なし	
長野県	義務	規定なし	
長野市	義務	規定なし	
松本市	努力義務	規定なし	リモート

山梨県

◎実地確認は「**努力義務**」である

実地確認の方法として認められる方法

- ☑ 排出事業者が自ら実地に調査する
- ☑ 自らの責任で実地に確認している者（処理業者以外）から聴取する
- ☑ web で公開されている情報や、処理会社から提供を受けられる書類による確認を認めている
- ☑ 電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている

【山梨県ウェブサイト、聴き取り調査より】

25

茨城県

処理状況確認・実地確認について

方法は定めていないが、現況確認をすることとしている。
なお、搬入協議については、現地確認することを定めている。

実地確認の方法について

具体的な定めはない。なお、搬入協議については原則現地確認によるものとしているが、コロナウィルスの影響があると考えられる期間中のみ、ビデオ通話や書面等による確認を認めている。

【聴き取り調査より】

茨城県廃棄物処理要項（第12条）

- ◎産業廃棄物処理施設等の現況調査等を行い、適正処理できることを事前に確認したうえで、書面により委託契約を締結すること。
- ◎委託後は、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を常時把握し、...

茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項（第5条）

県外排出事業者が... 委託による処分の場合において、適正に処分する能力を有することを現地調査により確認していること。

26

処理状況確認・実地確認の詳細

首都圏

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

川越市

さいたま市

越谷市

川口市

八王子市

柏市

船橋市

千葉市

川崎市

相模原市

横浜市

横須賀市

自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
埼玉県	努力義務	規定なし	
さいたま市	努力義務	規定なし	
川越市	努力義務	規定なし	リモート
越谷市	努力義務	規定なし	リモート
川口市	努力義務	規定なし	
千葉県	努力義務	規定なし	
千葉市	努力義務	規定なし	
船橋市	努力義務	規定なし	
柏市	努力義務	規定なし	
東京都	努力義務	規定なし	★
八王子市	努力義務	規定なし	
神奈川県	努力義務	規定なし	
横浜市	努力義務	規定なし	
川崎市	努力義務	規定なし	
横須賀市	努力義務	規定なし	
相模原市	努力義務	規定なし	★

27

東京都

環境局 都民の声窓口寄せられた都民の声(令和2年4月分)

産業廃棄物処分の委託先業者に、処理施設の現地確認をしたいとお願いしたが、**新型コロナウイルス感染防止の観点から訪問を控えるように要望された。**
どのように対応をしたらよいか。

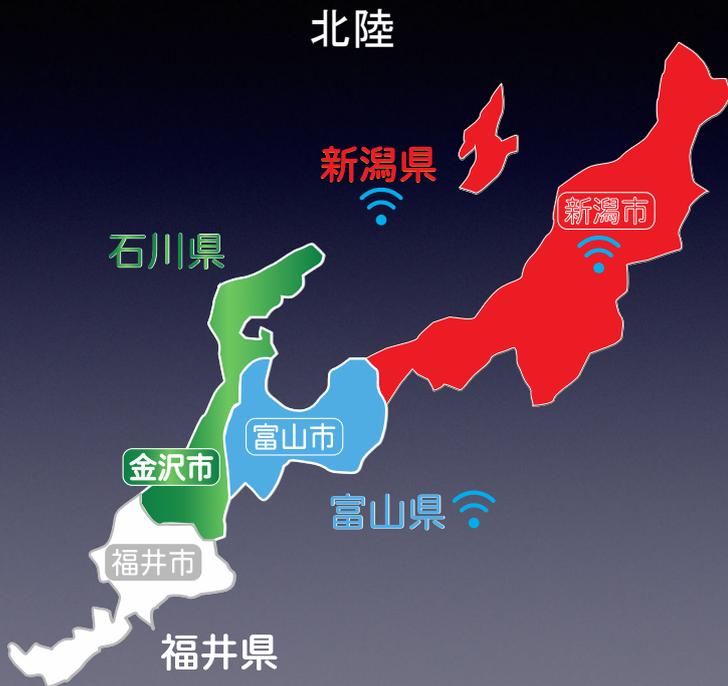
【回答】

基本的には、現地確認により行うことが望ましいと思われませんが、**昨今の状況に鑑みると、処理施設の現状について写真・資料での確認や電話での情報収集を行っていただければ問題ございません。**
なお、収束後に処理施設の現地確認を行うことは適正処理の確保において有効であると考えられますので、是非ご検討ください。

【東京都ウェブサイトより】

28

処理状況確認・実地確認の詳細



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
新潟県	義務	義務	リモート
新潟市	義務	義務	リモート
富山県	努力義務	規定なし	リモート
富山市	努力義務	規定なし	リモート
石川県	努力義務	規定なし	★
金沢市	努力義務	規定なし	★
福井県	努力義務	規定なし	
福井市	努力義務	規定なし	

29

新潟県

- ◎ 条例により **確認義務** を規定
- ◎ 確認は自ら実地において調査する方法、又は電話その他の通信手段を用いて調査

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例

【条例の概要パンフレット】

事業者及び中間処理業者は、産業廃棄物（新潟市内の事業場で生じたものを除く。）の処分を委託しようとするときは、委託先処分業者の処理施設の稼働状況を確認し、その結果を記録及び保存しなければなりません。

【問】 確認は、委託契約に基づいて産業廃棄物を引き渡す都度、必要なのでしょうか。

【答】 この確認規定は、事業者又は中間処理業者が、産業廃棄物の処分について委託契約を締結する委託先が適正な処理能力を有するかどうかを実際に確認することで、産業廃棄物の不適正な処分を抑止することを目的としています。したがって、契約に基づいて引き渡しの都度、確認する必要はありません。なお、年間契約等を自動更新する場合は、更新前に再度、確認が必要です。

【新潟県ウェブサイトより】

30

処理状況確認・実地確認の詳細



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
静岡県	義務	義務	優[免]★
静岡市	義務	義務	★
浜松市	義務	義務	優[免]★
愛知県	義務	義務	優[免]★
名古屋市	義務	義務	★
豊田市	義務	義務	優[免]★
豊橋市	義務	義務	優[免]
岡崎市	義務	義務	優[免]
一宮市	義務	義務	優[免]★リ
岐阜県	義務	義務	優[免]
岐阜市	義務	義務	優[免]
三重県	義務	義務	

31

愛知県

- ◎条例で実地確認を義務付け、リサイクルする場合であっても、義務
- ◎優良産廃処理業者に処分を委託した場合は、実地確認を省略できる

条例改正により勧告・公表が追加（H30年10月）

「条例第7条に関するガイドライン」に詳細解説

【愛知県ウェブサイトより】

32

名古屋市

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例に関するQ&A

Q1 実地に調査して確認することとしているが、「実地」とはどのようなことか。

A1 (略) 委託先の産業廃棄物処理業者の処理施設がある場所において実際に調査することや、運搬車輛を直接調査することにより確認する行為を意味しています。したがって、書類で確認するだけでは不十分であり、実際に施設等を目で見て確認することが必要です。

Q2 優良業者に委託する場合にも実地確認が必要か。

A2 原則は実地確認ですが、優良産業廃棄物処理業者に委託する場合は、優良業者のホームページの情報等による間接的な確認でも構いません。

【名古屋市ウェブサイトより】

一宮市

◎県条例により **実地確認を義務付けている**

◎コロナ禍の適用緩和としてリモート現地確認を認めている

- 1：委託先が優良認定業者である場合、実地確認と同等の効果が得られるなら、産廃情報ネットやホームページ上の公開情報に、処理業者からデータ通信等で得た情報を補充する確認方法も可。
- 2：他社への確認委託について、以下①～③の委託のみ可
 - ①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」5条1項1号に規定する財務諸表提出会社から、同規則8条8項に規定する関係会社への委託
 - ②排出事業者が構成員となっている同業者団体への委託
 - ③産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技能を有すると認められるものとして知事が定めるもの
- 3：コロナ禍による適用緩和として、電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている。

【聞き取り調査より】

処理状況確認・実地確認の詳細

近畿(1)



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
滋賀県	努力義務	規定なし	リモート
大津市	努力義務	規定なし	
京都府	努力義務	規定なし	
京都市	努力義務	規定なし	
兵庫県	努力義務	規定なし	
神戸市	努力義務	規定なし	リモート
西宮市	努力義務	規定なし	リモート
尼崎市	努力義務	規定なし	リモート
姫路市	努力義務	規定なし	
明石市	努力義務	規定なし	リモート

35

滋賀県

◎実地確認は「努力義務」である

当県が指定する方法はありません。

排出事業者が自ら実地で確認する事が基本となりますが、実地確認にかえて排出事業者が自ら

- ①公表されている維持管理に関する情報を収集することや、
- ②維持管理の状況等についてチェックシートを作成して聞き取り調査を行うこと、
- ③施設・処理の状況についてオンラインシステムを経由して画像・動画・文書で情報提供を受け、確認することも考えられます。

【聞き取り調査より】

36

処理状況確認・実地確認の詳細



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
奈良県	努力義務	規定なし	
奈良市	努力義務	規定なし	
和歌山県	努力義務	規定なし	
和歌山市	努力義務	規定なし	リモート
大阪府	努力義務	規定なし	
【大阪府と同じ】 大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市			

37

和歌山市

◎処理状況の確認は「**努力義務**」である

実地確認の方法として認められる方法

- ☑ 排出事業者が自ら実地に調査する
- ☑ 自らの責任で実地に確認している者（処理業者以外）から聴取する
- ☑ web で公開されている情報や、処理会社から提供を受けられる書類による確認を認めている
- ☑ 電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている

【聴き取り調査より】

38

大阪府

産業廃棄物の処理委託 (F A Q)

Q 平成22年法改正で排出事業者の努力義務に処理状況の確認が追加されたが、必ず実地確認を行わないといけないのか

A 排出事業者が...確認する方法としては、...実地に確認する方法が考えられます。それが困難な場合又はそれに合わせて行う方法としては、...優良認定処理業者に処理を委託している場合は、処理業者による産業廃棄物の処理状況に関するインターネットによる公表情報により...間接的に確認する方法も考えられます。
... (略)

【大阪府ウェブサイトより】

処理状況確認・実地確認の詳細



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
鳥取県	努力義務	規定なし	
鳥取市	努力義務	規定なし	
島根県	努力義務	規定なし	
松江市	努力義務	規定なし	
岡山県	努力義務	規定なし	リモート
岡山市	努力義務	規定なし	リモート
倉敷市	努力義務	規定なし	
広島県	義務	義務	
広島市	努力義務	規定なし	
呉市	努力義務	規定なし	
福山市	努力義務	規定なし	
山口県	義務	義務	
下関市	努力義務	規定なし	

山口県

山口県循環型社会形成推進条例_第26条

- ①産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、処理業者が処理能力を有することを確認しなければならない
- ②処理能力の確認は、処理施設等を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録しなければならない
- ③排出事業者は、排出から最終処分までの一連の処理状況を電子情報処理組織（産業廃棄物の影像、位置、時刻に関する情報を記録し、並びにそれらの情報を検索し、表示することができる機能を有する電子システム※）を使用する等により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認するよう努めなければならない

※画像やGPS等のIT技術を活用した追跡管理システム

処理状況確認・実地確認の詳細

四国



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
徳島県	努力義務	規定なし	
香川県	義務	規定なし	リモート
高松市	義務	規定なし	リモート
愛媛県	努力義務	規定なし	リモート
松山市	努力義務	規定なし	リモート
高知県	努力義務	規定なし	
高知市	努力義務	規定なし	

愛媛県

◎環境省の通知（H23.2.4施行通知）以上に、特段の定めはない。

松山市

◎市条例等で実施確認義務（努力義務を含む）に関する定めはない。

【聴き取り調査より】

処理状況確認・実地確認の詳細

九州(1)



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
福岡県	努力義務	規定なし	
北九州市	努力義務	規定なし	リモート
福岡市	努力義務	規定なし	
久留米市	努力義務	規定なし	
佐賀県	努力義務	規定なし	
長崎県	努力義務	規定なし	
長崎市	努力義務	規定なし	
佐世保市	努力義務	規定なし	
熊本県	努力義務	規定なし	
熊本市	努力義務	規定なし	

処理状況確認・実地確認の詳細

九州(2)・沖縄



自治体名	処理状況確認の義務	実地確認の義務	状況確認に関する特例
大分県	努力義務	規定なし	
大分市	努力義務	規定なし	
宮崎県	努力義務	規定なし	
宮崎市	努力義務	規定なし	
鹿児島県	努力義務	規定なし	
鹿児島市	努力義務	規定なし	
沖縄県	努力義務	規定なし	リモート
那覇市	努力義務	規定なし	リモート

45

熊本県

- ◎「熊本県生活環境の保全委関する条例」を定めており85条第2項、第3項で定めている内容がすべて。

熊本市

- ◎廃棄物処理法のとおり。市として条例などによる独自規制は考えていない。

【聴き取り調査より】

46

沖縄県・那覇市

◎処理状況の確認は「**努力義務**」である

実地確認の方法として認められる方法

- ☑ 排出事業者が自ら実地に調査する
- ☑ web で公開されている情報や、処理会社から提供を受けられる書類による確認を認めている
- ☑ 電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている

【聴き取り調査より】

47

データまとめ

48

政令指定都市・中核市の一覧

() 内：平成27年国勢調査人口（確定値）を表記（1万人未満切捨て）

No.	都道府県	指定都市	中核市
		(人口50万以上の市のうちから政令で指定) 20市	(人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定) 62市
1	北海道	札幌(195)	旭川(33)、函館(26)
2	青森県		青森(28)、八戸(23)
3	岩手県		盛岡(29)
4	宮城県	仙台(108)	
5	秋田県		秋田(31)
6	山形県		山形(25)
7	福島県		いわき(35)、郡山(33)、福島(29)
8	茨城県		水戸(27)
9	栃木県		宇都宮(51)
10	群馬県		高崎(37)、前橋(33)
11	埼玉県	さいたま(126)	川口(57)、川越(35)、越谷(33)
12	千葉県	千葉(97)	船橋(62)、柏(41)
13	東京都		八王子(57)
14	神奈川県	横浜(372)、川崎(147)、相模原(72)	横須賀(40)
15	山梨県		甲府(19)
16	新潟県	新潟(81)	
17	富山県		富山(41)
18	石川県		金沢(46)
19	福井県		福井(26)
20	長野県		長野(37)、松本(24)
21	岐阜県		岐阜(40)
22	静岡県	浜松(79)、静岡(70)	
23	愛知県	名古屋(229)	豊田(42)、岡崎(38)、一宮(38)、豊橋(37)
24	三重県		

No.	都道府県	指定都市	中核市
25	滋賀県		大津(34)
26	京都府	京都(147)	
27	大阪府	大阪(269)、堺(83)	高槻(35)、東大阪(50)、枚方(40)、豊中(39)、吹田(37)、八尾(26)、寝屋川(23)
28	兵庫県	神戸(153)	姫路(53)、西宮(48)、尼崎(45)、明石(29)
29	奈良県		奈良(36)
30	和歌山県		和歌山(36)
31	鳥取県		鳥取(19)
32	島根県		松江(20)
33	岡山県	岡山(71)	倉敷(47)
34	広島県	広島(119)	福山(46)、呉(22)
35	山口県		下関(26)
36	徳島県		
37	香川県		高松(42)
38	愛媛県		松山(51)
39	高知県		高知(33)
40	福岡県	福岡(153)、北九州(96)	久留米(30)
41	佐賀県		
42	長崎県		長崎(42)、佐世保(25)
43	熊本県	熊本(74)	
44	大分県		大分(47)
45	宮崎県		宮崎(40)
46	鹿児島県		鹿児島(59)
47	沖縄県		那覇(31)

【総務省 指定都市・中核市の指定状況等より（令和3年4月1日現在）】

処理状況・実地確認の義務化規定等の一覧（1/5）

自治体名	処理状況 確認義務	実地確認 義務	根拠条例等	URL	条文等の抜粋
北海道	義務	義務	北海道循環型社会形成の推進に関する条例_第32条 同施行規則_第8条	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/4/1/7/0/5/1/_joureih25.12.5.pdf https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/2/8/0/9/2/7/_joureih25.12.5.pdf	①1年以上継続して処理を委託する場合は年1回以上定期的に処理の状況を確認し記録しなければならない ②確認は実地に調査する方法により行う ③優良認定事業者に委託する場合は処理状況の確認を免除
青森県	義務	規定なし	事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック(R3.4月)_p21	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/guidebook.html	①排出事業者は委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い適正処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない ②「排出事業者による最終処分の確認義務」産業廃棄物の中間処理を委託する場合は、中間処理後の産業廃棄物が最終処分(再生)されたことを確認しなければならない
青森市	義務	規定なし	事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック(R3.4月)_p26	https://www.city.aomori.aomori.jp/haikibutsu-jaisaku/shiseijouhou/matidukuri/kankyoyou-rikum/haikibutsusuyori/11.html	①中間処理までの確認義務に加え、廃棄物の最終的な処分まで確認する義務がある ②それぞれの処理の終了に伴って返送するマニフェストにより確認する ③適宜あなたの目で確認することも、排出者として望ましい姿勢
八戸市	義務	規定なし	事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック(R3.6月)_p24	https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/50/sanpaiguidebookR3.pdf	①排出事業者等は、産業廃棄物の運搬又は処分(再生を含む)を委託しようとするときは、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない ②1年以上継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない ③処分を委託したときは、処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない
秋田県	義務	規定なし	他人(他業者)に産業廃棄物の処理を委託する場合のルール(秋田県HP)	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/337	①排出事業者等は、産業廃棄物の運搬又は処分(再生を含む)を委託しようとするときは、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない ②1年以上継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない ③処分を委託したときは、処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない
岩手県	義務	義務	循環型地域社会の形成に関する条例_第22条	https://en3-jg.d1-law.com/i/wate-ken/d1w_reiki/H414901010073/H414901010073.html	①産業廃棄物の処分を委託するときは、あらかじめ適正に行う能力を有していることを確認しなければならない ②処分の状況を定期的に確認しなければならない ③条例の規定による確認は、施設の稼働状況を自ら実地に調査し、又は実地に調査した者(受託予定者を除く)から聴取し記録する方法により行う ④優良認定事業者に委託する場合は処理状況の確認を免除
盛岡市	義務	義務	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例_第21条の6	https://en3-jg.d1-law.com/morioka/d1w_reiki/H406901010040/H406901010040.html	①委託しようとする処理業者の許可の事業の範囲、処理施設の現況について実地調査を行うなど適正に処分できる状態であることを確認しなければならない ②マニフェストにより適正処理を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う
宮城県	義務	義務	産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例_第8条 同施行規則_第2条	https://www.pref.miyagi.jp/documents/12154/2356_1.pdf https://www.pref.miyagi.jp/documents/12154/869122.pdf	
仙台市	義務	義務	仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱_第8条	https://www.city.sendai.jp/shido-jigyo/jigyosha/kankyo/haikibutsu/jigyogomi/tebiki/documents/haikibututekiseisyorinikansurusuidoyoko.pdf	

処理状況・実地確認の義務化規定等の一覧 (2/5)

自治体名	処理状況 確認義務	実地確認 義務	根拠条例等	URL	条文等の抜粋
福島県	義務	義務	福島県産業廃棄物処理指導要綱_第6条の5	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec_file/sanpai/shidouyoukou/shidou_youkou.pdf	①あらかじめ許可証の提示を求めて事業範囲を確認し、処理施設の現況等について実地に調査を行うこと ②収集運搬を委託した場合は、搬出の都度当該処理業者の運搬車両であることを確認すること ③委託後は、処理の状況を実地調査により確認すること
郡山市	義務	義務	郡山市産業廃棄物処理指導要綱_第5条の6	https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/48/0/fshidouyoukou.pdf	①委託しようとする処理業者の処理施設の現況等について、事務所に出向き、実地調査を行い、適正に処分ができる状態であることを確認すること ②収集運搬を委託した場合は、搬出の都度当該処理業者の運搬車両であることを確認すること ③委託後は、処理の状況を実地調査により確認すること
いわき市	義務	規定なし	いわき市産業廃棄物処理指導要綱_第5条の7	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002030/simple/shidoyoko.pdf	①あらかじめ許可証の提示を求めて事業範囲を確認し、処理施設の現況等について確認を行うこと ②収集運搬を委託した場合は、搬出の都度当該処理業者の運搬車両であることを確認すること ③委託後は、適正処理の状況を確認すること
福島市	義務	義務	福島市産業廃棄物処理指導要綱_第7条の6	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/haikibutsu-shidou/kurashi/recycling/documents/shidouyoukou.pdf	①委託しようとする処理業者の処理施設の現況等について、実地に調査を行うこと ②収集運搬を委託した場合は、搬出の都度当該処理業者の運搬車両であることを確認すること ③委託後は、処理の状況を実地調査により確認すること
茨城県	義務	義務	茨城県廃棄物処理要項_第12条	https://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki-int/reiki_honbun/o4000674001.html	①許可証の提示を求めてその事業の範囲を確認し、処理施設等の現況調査等を行い適正処理できることを事前に確認すること ②委託後は処理の状況を常時把握すること ③事前協議の承認要件 - 県外排出事業者が産業廃棄物処分業者(特産産廃処分業者を含む)を現地調査により確認していること
			茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項_第5条	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/shisetsu/shisetsu/documents/youkou.pdf	【聴き取り調査】方法は定めていないが、現況確認をすることとしている。なお、搬入協議(県外からの搬入)については、現地確認することを定めている。

処理状況・実地確認の義務化規定等の一覧 (3/5)

自治体名	処理状況 確認義務	実地確認 義務	根拠条例等	URL	条文等の抜粋
長野県	義務	規定なし	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(第11条)	https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/dgjore.html#sec2-2	産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない
長野市	義務	規定なし	長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例_第20条	https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachmen/59529.pdf	産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない
			排出事業者のみなさまへ～事業系廃棄物の適正処理について～	https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/haitai/88499.html	処理の状況に関する確認を行い、適正処理に必要な措置を講じなければなりません。 →法第12条第7項(努力義務)よりも強化
新潟県	義務	義務	産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例_第8条	https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG00001342.html#e000000138	①事業者等は、県内産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処理施設の稼働状況を確認し、記録し保存しなければならない ②確認は、自ら実地において調査をする方法又は電話その他の通信手段を用いて調査する方法により行う
			同施行規則_第3条	https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG00001343.html	
新潟市	義務	義務	新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例_第7条	https://ops-jg.d-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A803552FE&houcd=H417901010151&no=4&totalCount=7&fromJsp=5rMjs	①事業者等は、市内産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処理施設の稼働状況を確認し、記録し保存しなければならない ②確認は、自ら実地において調査をする方法又は電話その他の通信手段を用いて調査する方法により行う
			同施行規則_第3条	https://ops-jg.d-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=15100A&houcd=H418902100027&sedno=1&sededa=0	
静岡県	義務	義務	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例_第10条	https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/documents/jourei.pdf	①事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、あらかじめ、施設の状況を実地に確認しなければならない ②1年以上にわたり継続して委託するときは、毎年1回以上定期的に、実地に確認しなければならない
静岡市	義務	義務	静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例_第10条	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000687764.pdf	①事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、あらかじめ、施設の状況を実地に確認しなければならない ②1年以上にわたり継続して委託するときは、毎年1回以上定期的に、実地に確認しなければならない
浜松市	義務	義務	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例_第10条	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/14642/tekisei_jorei.pdf	①事業者等は、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況を実地に確認しなければならない。 ②確認を行ったときは、規則で定める事項を記録し、5年間保存しなければならない。 ③1年以上にわたり継続して委託しているときは、毎年1回以上定期的に、運搬又は処分の実施の状況を実地に確認しなければならない ④優良認定事業者に委託している場合は実地確認を免除

処理状況・実地確認の義務化規定等の一覧 (4/5)

自治体名	処理状況 確認義務	実地確認 義務	根拠条例等	URL	条文等の抜粋
愛知県	義務	義務	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例_第7条	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/jyorei/jyorei-1.html	①事業者は、県内産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、処理能力を確認しなければならない ②委託期間が1年以上（更新により1年以上となる場合を含む）にわたる場合、1年に1回以上、確認しなければならない ③確認は、自らが実地に調査する方法、又は受託者を除く第三者に実地に調査をさせ結果の報告を受ける方法により行わなければならない ④優良産業事業者への委託は実地確認を免除 ⑤知事は、事業者が確認をしていないと認めるときは、勧告・公表することができる
			同施行規則_第3条	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/jigyoyu/jigyoyu1.html	
名古屋市	義務	義務	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例_第7条	https://www1.g-reiki.net/city.nagoya/reiki_honbun/f502RG00001044.html	①事業者は、市内産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、処理能力を確認しなければならない ②収集運搬の委託＝車両、容器及び積替施設等を自ら実地に調査し又は自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、確認すること ③処分の委託＝施設の稼働状況を自ら実地に調査し又は自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、確認すること ④適正な処理を確保するため、処理の状況を定期的に確認するよう努めなければならない
			同規則_第5条	https://www1.g-reiki.net/city.nagoya/reiki_honbun/f502RG00001071.html#e000000351	
豊田市	義務	義務	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例_第11条	http://www2.city.toyota.aichi.jp/reiki_int/reiki_honbun/f513RG00000820.html	①事業者は、市内産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、処理能力を確認しなければならない ②確認は、自ら実地に調査し、又は自らの責任において実地に調査している者から聴取し、確認することにより行うものとする ③適正な処理を確保するため、処理の状況を定期的に確認しなければならない ④優良産業事業者への委託は実地確認を免除
			同規則_第5条	http://www2.city.toyota.aichi.jp/reiki_int/reiki_honbun/f513RG00000834.html	
豊橋市	義務	義務	県条例による		
岡崎市	義務	義務	県条例による		
一宮市	義務	義務	県条例による		【聴き取り調査】1：委託先が優良認定業者である場合、実地確認と同等の効果が得られるなら、産廃情報ネットやホームページ上の公開情報に、処理業者からデータ通信等で得た情報を補充する確認方法も可。2：他社への確認委託について、以下①～③の委託のみ可 ①「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」5条1項1号に規定する財務諸表提出会社から、同規則8条8項に規定する関係会社への委託②排出事業者が構成員となっている同業者団体への委託③産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技能を有すると認められるものとして知事が定めるもの3：コロナ禍による適用緩和として、電話・ビデオ通話システム等の通信手段による遠隔での現地確認を認めている。

処理状況・実地確認の義務化規定等の一覧 (5/5)

自治体名	処理状況 確認義務	実地確認 義務	根拠条例等	URL	条文等の抜粋
岐阜県	義務	義務	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例_第18条	https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/11448.pdf	①産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、処理能力を確認しなければならない ②収集運搬の委託＝車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること ③処分の委託＝処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること ④処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない
			同施行規則_第9条		
岐阜市	義務	義務	県条例による		
三重県	義務	義務	三重県産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例_第7条	https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000636090.pdf	①事業者は、産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処分するための能力を処分業者が現に有していることを確認し、記録しなければならない。その確認をした日から1年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。 ②確認は、自ら実地に調査し確認すること、又は自らの責任において、実地に調査している者から聴取し確認すること
			同規則_第3条		
広島県	義務	義務	広島県生活環境の保全等に関する条例_第86条	https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8B97723A&houcud=H415901010035	①事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法により、適正処理能力を確認しなければならない ②条例第71条で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。 一 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法 二 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法 三 その他前二号と同等以上に受託者の能力を確認できる方法
			同規則_第71条	https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8B97723A&houcud=H415902100069	
山口県	義務	義務	山口県循環型社会形成推進条例_第26条	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/1/b/b/1b07a2e1e208d8a792bf45618f9133a.pdf	①産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、処理業者が処理能力を有することを確認しなければならない ②処理能力の確認は、処理施設等を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録しなければならない ③排出事業者は、排出から最終処分までの一連の処理状況を電子情報処理組織（産業廃棄物の影像、位置、時刻に関する情報を記録し、並びにそれらの情報を検索し、表示することができる機能を有する電子システム）を使用する等により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認するよう努めなければならない 委託しようとする処理業者の許可証を確認するとともに、処分施設の現況等について実地調査を行うなど、適正処理できる状態であることを確認したうえで、書面により委託契約を締結すること
			同規則_第2条	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/f/e/6/fe65b027f3e8973c147edfadc3fd30c.pdf	
香川県	義務	規定なし	香川県産業廃棄物処理等指導要綱_第7条の5	https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/2405/snnyv8t80531213026_f20.pdf	委託しようとする処理業者の許可証を確認するとともに、処分施設の現況等について実地調査を行うなど、適正処理できる状態であることを確認したうえで、書面により委託契約を締結すること
高松市	義務	規定なし	高松市産業廃棄物処理等指導要綱_第5条の5	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/haiki/ichiran/index.files/sanpaisyoriyoukou.2020.0401.pdf	委託しようとする処理業者の許可証をあらかじめ確認するとともに、処分施設の現況等について実地調査を行うなど、適正処理できる状態であることを確認したうえで、書面により委託契約を締結すること

優良産廃事業者委託による処理状況確認の特例について

- 優良認定業者に委託している場合は、処理状況を公表情報により間接的に確認することで、実地確認の確認項目や実施頻度を減らして負担を低減できる

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

環廃産発第 110204002 号 平成 23 年 2 月 4 日付

第九 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられること。

また、第十一の優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられること。

優良産廃業者委託による特例（実地確認を免除）

自治体名	根拠条例等	優良特例の内容	内容要約
北海道	北海道循環型社会形成の推進に関する条例_第32条 施行規則_第8条	処理状況の確認（実地確認が義務）を免除	条例第32条第1項の規定による確認は、事業者自ら又は事業者の代理人（処分受託者を除く。）が実地に調査する方法により行うものとする。ただし、優良産廃事業者に委託した場合は、この限りでない
宮城県	産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例_第8条 施行規則_第2条	処理状況の確認（実地確認が義務）を免除	条例第八条第一項の規定による確認は、施設の稼働状況を自ら実地に調査し（中略）ただし、受託予定者が優良産廃処理業者である場合は、この限りでない
静岡県	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例_第10条 施行規則_第4条	処理状況の確認（実地確認が義務）を免除	前項の規定にかかわらず、優良産廃事業者に委託する場合は、条例第10条第1項の規定による確認を行うことを要しない
浜松市	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例_第10条	処理状況の確認（実地確認が義務）を免除	事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、優良産廃事業者等に委託する場合を除き、施設の状況を実地に確認しなければならない
愛知県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例_第7条 施行規則_第3条	処理状況の確認（実地確認が義務）を免除	前2項の確認は、優良産業廃棄物処理業者である場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。(1)自らが実地に調査をする方法(2)委託者が次に掲げる者に実地に調査をさせ、報告を受ける方法
豊橋市	県条例による		
岡崎市	県条例による		
一宮市	県条例による		
豊田市	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例_第11条 規則_第5条	処理状況の確認（実地確認が義務）を免除	条例第11条第1項及び第2項の規定による確認は、自ら実地に調査し、又は自らの責任において実地に調査している者から聴取し、確認することにより行うものとする。ただし、優良産廃業者等に委託するときは、この限りでない。
岐阜県	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例_第18条 同施行規則_第9条【岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例運用通知】	間接的な確認により実地調査を免除	【趣旨】産業廃棄物排出事業者に対し、処理施設の実地調査により、委託先の処理能力を確認することを義務付けたものである。ただし、優良産廃処理業者に対して処理を委託する場合は、当該業者が公表している産業廃棄物の処理状況や事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況等により、間接的に確認する方法で足るものとし、実地調査義務を免除することとした
岐阜市	県条例による		

おわりに

57

現地確認に対する見解は自治体ごとに温度差

優良産廃業者に委託する場合の特例がある
自治体は、まだ少ない

リモート現地確認を認める自治体は、まだ少ない

状況は変わるので常に情報のアップデートを！

58

東日本Bブロックメンバー紹介

東日本Bブロックメンバー

期	氏名	会社名	所在地
1	木川 仁	株式会社日本廃棄物管理機構	神奈川県
1	平塚 秀信	株式会社アース・グリーン・マネジメント	長野県
1	木下 賀隆	直富商事株式会社	長野県
1	森 雅裕	株式会社ハチオウ	東京都
1	山上 昌孝	大平興産株式会社	東京都
1	高橋 潤	高俊興業株式会社	東京都
1	棚山 文一	株式会社T&T	神奈川県
1	小林 源吾	株式会社信州ウエイスト	長野県
2	松菱 則嗣	開発化学工業株式会社	千葉県
2	濱松 直親	加藤商事株式会社	東京都
2	及川 拓史	株式会社都市環境エンジニアリング	東京都
2	桐生 竜治	株式会社丸正土木	新潟県
4	柏倉 正悦	J&T 環境株式会社	千葉県
4	山本 孝次	三友プラントサービス株式会社	神奈川県
5	坂本 剛	太陽建設株式会社	千葉県
5	三栖 隆司	オリックス環境株式会社	東京都
6	渋谷 清心	株式会社エスアール	神奈川県
6	比留間 宏明	比留間運送株式会社	東京都
6	梁川 哲	新和環境株式会社	東京都
6	横山 友和	株式会社オガワエコノス	東京都
7	磯野 剛	株式会社富山環境整備	富山県
7	市川 公豪	株式会社旭商会	神奈川県
7	熊倉 毅	株式会社クマクラ	埼玉県
7	関 祐介	新潟ガービッツ株式会社	新潟県
7	平林 正幸	株式会社フロンティア・スピリット	長野県
8	青木 俊和	青木環境事業株式会社	新潟県
8	石田 太平	株式会社太陽油化	東京都
8	板橋 千明	J&T 環境株式会社	神奈川県
8	柴田 孝吉	株式会社アース・コーポレーション	富山県
8	瀬川 順也	バイオエナジー株式会社	東京都
8	飛田 実	DOWA エコシステム株式会社	東京都
9	青木 暁	青木環境事業株式会社	新潟県
9	伊藤 慎一郎	オリックス環境株式会社	東京都
9	清水 栄一	株式会社富山環境整備	富山県
9	村武 宏紀	株式会社タカヤマ	埼玉県
10	今井 佳昭	株式会社 WIN&WIN	東京都
10	大橋 崇	株式会社大橋商会	新潟県
10	川南 吉弘	株式会社アクトリー	石川県
10	高野 晃	株式会社リョーシン	富山県
10	完山 一範	株式会社完山金属	東京都
10	五月女 竜次	株式会社真田ジャパン	栃木県
11	岩瀬 博樹	野村興産株式会社	東京都
11	神藤 知道	オリックス環境株式会社	東京都
11	木下 哲也	株式会社ウッドアール・オーグワ	長野県
11	鈴木 陽	直富商事株式会社	長野県
11	高澤 孝司	木村産業株式会社	富山県
11	千葉 明寿	株式会社環境整備	岩手県
11	塚原 康裕	株式会社光洲産業	神奈川県
11	利根川 豪博	株式会社大橋商会	新潟県
11	新川 研	株式会社都市環境エンジニアリング	東京都
11	水越 裕介	株式会社アクトリー	石川県
11	諸星 泰宏	エコシステムジャパン株式会社	東京都

12	上野 光陽	ウエノテックス株式会社	新潟県	15	赤壁 博之	株式会社アムテック	富山県
12	大滝 健次	株式会社大橋商会	新潟県	15	飯田 浩	株式会社市川環境エンジニアリング	千葉県
12	高野 優	株式会社リョーシン	富山県	15	池ノ谷 新吾	株式会社貞藤	東京都
12	田墨 道治	株式会社タズミ	神奈川県	15	石山 幸子	株式会社石山商店	新潟県
12	舘 直人	たち建設株式会社	富山県	15	上畑 透	ミナミ金属株式会社	神奈川県
12	能登 泰之	株式会社アース・コーポレーション	富山県	15	河村 彰	株式会社大橋商会	新潟県
12	林 隆行	株式会社タケエイ	東京都	15	志波 昭彦	株式会社エスアール	神奈川県
13	青池 博樹	株式会社アーズ	新潟県	15	鈴木 寿行	J&T 環境株式会社	神奈川県
13	江端 秀夫	株式会社大橋商会	新潟県	15	中村 大輔	株式会社太陽油化	東京都
13	遠藤 恭三	株式会社セオス	群馬県	15	信原 直樹	株式会社京葉興業	東京都
13	河澄 秋芳	有限会社岐南環境サービス	山梨県	15	廣木 直江	株式会社昌和プラント	神奈川県
13	熊本 宗行	いずみ産業株式会社	栃木県	15	望月 麻子	株式会社調布清掃	東京都
13	小尾 正則	株式会社光洲産業	神奈川県	15	本野 洋至	株式会社トスマク・アイ	石川県
13	下関 慎哉	新潟メスキュード株式会社	新潟県	16	宇田川 真吾	J&T 環境株式会社	神奈川県
13	高嶋 整	東京ボード工業株式会社	東京都	16	佐藤 善則	直富商事株式会社	長野県
13	菱田 和義	環境開発株式会社	石川県	16	塩貝 大	クリーンテックシオガイ株式会社	東京都
13	村松 秀朗	株式会社太陽油化	東京都	16	清水 克貴	株式会社トータルシステム	長野県
14	石原 勝次	大興運輸倉庫株式会社	東京都	16	霜田 真紀子	シモダ産業株式会社	新潟県
14	栗田 進	JX 金属高商株式会社	東京都	16	関 宗隆	新潟ガービッチ株式会社	新潟県
14	東條 誠	株式会社大橋商会	新潟県	16	善宝 晋場	アイピス技建株式会社	新潟県
14	永田 淳	エコシステムジャパン株式会社	千葉県	16	羽鳥 良平	ティー・ピー・ロジスティックス株式会社	埼玉県
14	松木 英典	青木環境事業株式会社	新潟県	16	藤井 泰三	株式会社藤井産業	富山県
14	松原 大佑	株式会社イポキン	東京都	16	村井 連峰	株式会社エコロジカル・サポート	長野県
14	柳澤 正人	J&T 環境株式会社	神奈川県	16	山岸 孝行	株式会社光洲産業	神奈川県